

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和8年9月16日(水)

議会運営委員会終了後

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 京都府議会の選挙区・定数のあり方について

3 その他

4 閉 会

選挙区・定数の見直し案に対する各会派の意見について**【会派名：自民】**

まず、議員の総定数については、人口比例原則を基本としながら、人口減少時代における議会機能の維持・強化や地域代表性の確保にも配慮し、総合的に判断すべきということが今回の小委員会で確認した内容である。

維国案を見ると、平成 22 年と令和 7 年の国勢調査を比較して府全体の人口減少率約 5 %を理由に総定数を 3 人削減するものであるが、前回の令和 2 年国勢調査から見ると、減少率は約 2.9%にとどまっている。総定数は、人口減少率だけでなく、人口動態に伴う行政ニーズや地域課題、地域代表性の確保も踏まえながら総合的に判断すべきである。

また、現在の総定数は人口規模が同程度のお他府県と比べても議員数は少ない状況であり、現時点で定数見直しを行う必要性は高いとは言えない。

次に、定数配分については、投票価値の平等と地域代表性のバランスを踏まえて検討すべきであるが、現在の一票の較差は判例の許容範囲内であり、法的に見直しが必要な状況にはないということが今回の小委員会で確認した内容である。

維国案を見ると、総定数削減の理由を人口減少率に求める一方で、どの選挙区の定数を減らすかについては議員 1 人当たり人口を基準としており、2 つの基準の使い分けの関係が明確ではない。また、定数を減らす選挙区を選んだ理由についても、議員 1 人当たり人口以外の観点が十分に示されていない。さらに、一票の較差の是正を理由の一つとしているが、提案内容が較差是正にどのようにつながるかは明確ではない。

よって、維国案について、現時点では定数削減の必要性や合理性が十分に示されているとは言えず、人口比例原則と地域代表性をどのように調和させるかという観点から見ても、これまで本小委員会で確認してきた内容を踏まえれば、本提案には賛同できない。

国民民主党・日本維新の会京都府議会議員団提案についての意見

2026年9月15日

日本共産党京都府議会議員団

議会改革検討小委員会で、過疎や少子化、人口減少、労働力不足、災害や気候危機など、行政ニーズの高まりと多様さを全体で確認した上で、有識者の方との意見交換でも、「議会がもつ首長部局に対する監視機能という点では、現在の議員の数でも足りていない」と指摘があった。党議員団としては、府民の付託に応えるため、本来議席を増やすこともありうると考え、また発言もしてきたが、統一地方選挙を前にして、各会派が合意して、選挙区定数を決めていくという、議会改革検討小委員会における各会派の意見と論議の重みを重視する立場から、合意できるよう努めて対応してきた。

以上をふまえ、国民民主党・日本維新の会京都府議会議員団の突然の提案は、その一連の経過からしても、またなぜ2011年を起点にするのか、なぜ人口減少を一律定数減のみを採用して単純に当てはめるのか等々、これまでの論議を踏まえた根拠が不明かつ曖昧な点が多い。しかも、今回の提案は、先の小委員会で、現行法上や有識者との意見交換会でも確認したにもかかわらず、「法改正も踏まえた上で、それを提言していくことも含めて」と発言され、また「一石を投じさせていただいた」という発言にもあるとおり、選挙区定数を論議して決めるという議会改革検討小委員会設置の目的と役割から、わが会派は提案そのものに、賛成や反対を述べることに与することはできません。

以上

意向表

【会派名：府民】

選挙区・定数等のあり方に係る意見について（再度）

提出締切：9月15日（火）

すでに意向表明している通り、総定数に関しては人口比例原則を基本としつつ、地理的条件や産業構造等も十分考慮すべきであり、また、議員一人当たりの人口が他自治体と比べて際立って少ないわけでもない。さらに、1票の較差が最高裁判決の枠内に収まっており、法的に大きな問題がある状況ではない。1票の較差や逆転区等については、前回の検討において注視が必要とされた選挙区において人口増加傾向が見られること等を勘案して、今後とも継続的な検証が必要であるが、現時点で直ちに直視する必要性は低い。

選挙区・定数のあり方に係る 維国会派に対する意見

【公明党 2026.9】

① 人口比例原則に基づく定数配分についての考え方

国の方向性は「人口比例で機械的に減らす」というものではないという事は重要な視点である。

以前の地方議会制度では、人口に応じて議員定数の上限を法律で決める仕組みがあったが、国は 1999 年の地方分権一括法によって、「法定定数」を「条例定数」に変更している。つまり、自治体が自分たちで定数を決めることになる。さらに、2011 年の地方自治法改正によって、人口段階別の議員定数の法定上限そのものが廃止されている。

また、現在の地方自治法第 90 条も、都道府県議会議員の定数は条例で定めることとなっており、国は、「人口が減ったから国が一律に議員を減らせ」ということではない。むしろ、地域の事情を踏まえて、それぞれの自治体が議会の適正規模を決めるという地方分権型の考え方である。

② 維国提案のすべて 1 減とした指標は意味をなさない。

京都府の総人口が減っていることを踏まえて、人口が増加している南区の定数を減らすのは理論として適当でない。むしろ人口が減少しているところの定数を考えるべきではないかという考え方がある。一方、将来的な社会的インフラ整備も人口増減に大きく関係しているため、高速道路、トンネル、駅舎の整備状況も鑑みる必要があるのではないか。

また定数 1 の選挙区においては、どれだけ人口が減っても定数を 1 とするならばそれを基準とする考え方で議論するには無理がでてくるため、合区という議論をするべきかという議論もまだ行われていない状況である。

さらに重要なのが定数を考える場合、総人口だけを見るのは不十分である。実際には、総人口、有権者人口、高齢者人口、若年人口、面積選挙区の地理的広さ、過疎地域の交通事情、などを総合的にみるべきである。特に京都府は、人口密集地域と過疎地域の差が非常に大きいので、「人口÷議員数」だけで定数を決めるのは拙速であると考ええる。

よって、定数 60 で現状維持とすべきである。

○ 選挙区・定数等のあり方に係る意見について

区 分 会 派	論点 1 地方議会・議員のあり方について	論点 2 一票の較差・逆転区等について
自 民	・議員定数は人口比例だけでなく、議会機能や地域代表性を踏まえて判断すべきである。 ・人口減少下でも、広域自治体として地域課題への対応や地域間調整の役割は重要である。 ・府議会議員 1 人当たりの人口は全国的に見て比較的少ない水準にある。 ・人口減少を理由に定数を削減する必要はない。 ・現行定数を維持するのが適当である。	・一票の価値の平等と地域代表性の均衡を図る必要がある。 ・最大較差は1.98倍であり、最高裁判例で問題とされる 3 倍を大きく下回っている。 ・今後の人口動態を注視しながら継続的に検証すべきである。 ・較差の是正や逆転選挙区の解消は今後も検討すべき課題であるが、現時点で選挙区や定数を見直すべき状況にない。
維 国	・人口比例原則に基づく定数配分を行うべきである。 ・平成 22 年国勢調査と令和 7 年国勢調査を比較すると京都府の人口は約 5 %減少している。 ・議会機能の強化は議員数の維持ではなく、議員の専門性向上や責任の明確化によって図るべきである。 ・人口減少に応じて定数を見直しても、議会機能の維持・強化は行うことができる。 ・令和 7 年国勢調査結果を踏まえ、総定数を 3 人削減して 57 人とし、「宇治市及び久世郡」「京都市右京区」「京都市南区」の各選挙区の定数をそれぞれ 1 人減員すべきである。	・一票の較差は最高裁判例の基準である 3 倍以内であるが、人口比例原則を重視する観点から、較差や逆転選挙区の是正を進めるべきである。 ・定数再配分や区割りの見直しの検討が必要 ・合区については地域代表制の観点を踏まえ、慎重に行うべきである。
共 産	・原則現状で良い。 ・見直す場合は、総定数を増やし、なおかつ 1 人区等を見直し、多様な民意が反映できる方向とすべきである。	・必要ないが、見直す場合は、定数増と一体に 1 人区の解消などを検討すべきである。
府 民	・人口比例原則を基本としつつ、地理的条件や産業構造など地域の実情も踏まえて議員定数を検討すべきである。 ・広域自治体である京都府の役割は重要性を増しており、監視機能・政策形成機能の充実と多様な人材の確保が必要である。 ・京都府と同規模の県議会と比較しても議員一人あたりの人口が少ないわけではなく、現時点での総定数見直しには慎重であるべきである。	・一票の較差は最高裁判決が示す許容範囲内であり逆転選挙区についても直ちに見直しが必要な状況ではない。 ・定数再配分や区割りにについては、引き続き状況を注視し検証すべきであるが、現時点で直ちに見直す必要性は低い。
公 明	・人口比例原則を基本としつつ、地域代表性や多様な民意を重視すべきである。 ・人口減少が進む中でも、行政課題や府民ニーズは多様化しており、地域の実情や声を府政に届ける重要性は高まっていることから、定数見直しは慎重であるべきである。 ・ICT の活用による府民の声の反映や議会への関心向上も重要である。 ・現行定数を維持することが適当である。	・一票の価値の平等と地域代表性の均衡を図る必要がある。 ・最大較差は1.98倍であり、最高裁判例等を踏まえても法的に大きな問題がある状況ではない。 ・一票の較差の是正及び逆転区の解消は引き続き検討すべき課題であるものの、直ちに選挙区及び定数を見直す必要性は低い。 ・今後も人口動向を注視しながら継続的に検証を行うべきである。